

うに入港の順番待ちがないのはフェリー輸送のメリットである。収穫後2日目の夕方～3日目には、日本の店頭と並べられる。生産者と輸出業者間の契約では、品種、品質基準、選別・包装等を取り決めるものの、数量と価格は事後に相互協議によることが多い。

今後の展望としては、長期取引のできる輸出業者が育ちつつあり、長期的観点で見れば日本が韓国市場の一部となることも考えられ、韓国産の青果物の輸入量は短期的に急増することではなく、ゆるやかに増加することになるう。
(文責 久保香代子)

特別研究会報告要旨(2004年3月11日)

現行トレーサビリティ論議の問題点

——生産現場からの指摘——

(ながさき南部生産組合) 近藤 一海
(千葉県山武都市農協) 下山 久信

平成13年4月に「安全・安心情報提供高度化事業」としてスタートしたトレーサビリティ・システム開発・実証事業は、同年9月に発生したBSEにより注目度ならびに緊急度が急増した。平成15年6月には「食の安全・安心のための政策大綱」が発表されて同事業は拡充され、多様な事業実施主体の参加を得て今日に至っている。

トレーサビリティ・システムの必要性については国民的合意が形成されていると思われる。しかし、システム構築に係るコスト負担問題など、その具体化については検討すべき課題が多い。

例えば、3年前から実施されている有機食品検査認証制度はトレーサビリティの先駆事例だが、当初の期待に反する問題が頻発しているため、産地側では認証制度の有効性について疑問視する声が高まっている。

第1は、必ずしも期待どおりの価格プレミアムが獲得できないこと。有機JASマーク付きの有機農産物の店頭小売価格は慣行栽培の

ものより高い。しかし、その差額は流通・小売業者の懐中に入り、産地側に還元されないのが実態。貯蔵性に劣るなど、農産物が有する商品特性のため、価格交渉力において劣位に置かれた産地側は譲歩を強いられる傾向にある。

第2は、認証は圃場単位で行われるため分散錯圃を特徴とする日本では栽培管理記録が膨大な量になること。ちなみに、ながさき南部生産組合(生産者150名)では圃場数約2万筆、記録書類約1万8000枚にも及び、書類づくりに必要な労力(機会費用)は生産者にとって大きな負担になっている。

第3は、認証に多額の費用がかかることである。ちなみに、JA山武都市睦岡支所有機部会(部会員50名)では平成14年に23haが有機圃場として認証されているが、検査員に支払う検査料・旅費・宿泊代、認証機関に支払う審査料など有機JAS認証に係る費用は毎年400万円にも達している。

このように、一般市場流通を前提にして展開される有機食品検査認証制度は、産地側にとって多くの問題を内包している。

平成15年12月1日から「生産情報公表牛肉のJAS規格」が施行され、ICタグなどを利用したシステム開発の話題が新聞紙上を賑わしている。トレーサビリティは今やブーム的状况を呈している。

トレーサビリティは安心を担保するためのシステムと言われるが、昨今のトレーサビリティ論議に欠けているのは、安全そのものを担保しようとする視点である。

ながさき南部生産組合では、トレーサビリティを云々する前に安全を担保しうる生産基準を策定し、土壌に残留しやすい農薬や人体・環境への毒性の強い農薬をリストアップし、それら「問題農薬」を使用しないようにしている。

スーパーの店頭で商品ロット番号などを入力すると、当該商品の生産履歴や生産者の顔写真がパソコン画面に表示されるといったことが話題になっているが、消費者にとって真に有用な事柄は「問題農薬」を使用しないこと、さらに言えば、安全な有機農産物を普及させることであろう。

そのための早道は、前述の有機食品検査認証制度に内在する諸問題に対して、産地側の指摘・要望に謙虚に耳を傾け、有機農業育成支援策など必要な施策を講じることである。

(文責 足立恭一郎)

【行政対応特別研究 [FTA]
特別研究会報告要旨 (2004 年 3 月 12 日)

WTO 体制下における韓国農業の動向と 今後の方向

(九州大学) 深川 博史

韓国の農業・農家の特徴を日本との比較でみると、稲作へ大きく傾斜しており、水田の稲作作付け率は韓国 93.3 %、日本 67.7 % (数値は 2000 年または 1999 年のもの。以下同じ。) となっている。韓国の農村は日本と異なり、兼業機会が少なく、農家経済は農業収入、とりわけ稲作収入へ大きく依存している。このため、稲作収入を失うと、農家および農村社会の経済基盤が崩されることとなり、ガットウルグアイラウンドや WTO の国際交渉において米の市場開放に強く抵抗してきた。

兼業機会の少なさについては、植民地期以来の歴史的背景があり、明治期以降に地方分散的な工業化を進めてきた日本とは条件が異なっている。植民地解放後、朝鮮戦争を経て、60 年代から 70 年代に工業化が進められたが、工場群は、拠点立地主義に基づき、農村から遠く離れて配置されたため、通勤兼業の困難から兼業機会は大きく制約された。80 年代になると、農家経済の安定化を企図した兼業機会拡大施策として、農工団地の造成が進められたが、すでに農村人口が都市へ移動した後であり、十分な成功を収めるに至らなかった。

一方、農家についてみると、農家人口の比率は韓国の方が低い、総世帯数に占める農家数は韓国の方が高い。この逆転現象は、農家の世帯員数が日本の 4.31 人に比べて韓国は 2.91 人と少ないことによる。また農業就業者

数は日本よりも多く (韓国 1.59 人、日本 1.25 人)、日本に比べて、少数家族の専業世帯という農家の特徴が示される。

また、高齢化の進展についてみると、農家人口に占める 60 歳以上の人口 (以下「高齢者」という。) の割合は、日本の方が若干高いが、高齢者の農業就業率は 74.9 % と、日本の 53.4 % に比べてかなり高くなっている。都市と農村の距離が大きく兼業できない中で、独立して生計を支えるために就農を余儀なくされ、農業に収入源を頼っているという高齢核家族農家の姿が浮かび上がってくる。

土地所有の面では借地率が高く、農村地帯で 4 ~ 5 割、ソウル近郊では 7 ~ 8 割にも達している。農地改革後に、自作農体制という成果を維持するための農地法が制定されなかったことから、農民は脱農して都市に移り住んだ後も土地を所有し続け、残存農民に土地を貸与することで、都市と農村の間に賃貸借関係が成立した。70 年代から 80 年代の、工業化にともなう農村人口の流出は、賃貸借関係を拡大させた。地代は通常、現物、一年間口頭契約であり、借り手は不安定な状況におかれ、賃貸借関係の存在が韓国農業の発展を阻害した。90 年代になって再び借地が増加しているが、その背景には、高齢化した農民の、労働力不足にともなう、農村内部での賃貸地増加がある (農地法は 1994 年になって制定され、96 年に施行されたが、こうした借地関係をほぼ容認するものとなっている)。

こういう内的な問題を抱えつつ、韓国農業は、外的には WTO 体制下に組み込まれることとなった。政府は、90 年代初めに、稲作依存からの脱却を図るため、市場開放に対応して野菜や果樹を支援育成した。しかし、97 年末の経済危機によりエネルギー価格が上昇し、エネルギー多投型の施設型農業は撤退を余儀なくされ、稲作への回帰現象が起こった。

韓国農業の特徴を総括すれば、稲作依存が強い、農家家族数が少ない、高齢化が進行し、しかも高齢者の農業就業率が高い、専業農家が多い、借地が多いという 5 点をあげることができる。90 年代後半の動きをみると、専業農家が増加する一方で、兼業農家の減少テンポが速くなっており、日韓の差